

## 5. 基本理念・基本方針

全体構想では市全体の交通バリアフリーの基本理念を『すべての人が安心して出かけられる、やさしさにあふれたまち・宇治』と定め、バリアフリー化の推進をめざしています。

すべての人には、肢体に障がいのある人、視覚に障がいのある人、聴覚・言語に障がいのある人など身体に障がいのある人や、知的に障がいのある人、精神に障がいのある人、発達に障がいのある人をはじめ、高齢者、妊産婦、子どもや子ども連れの人、外国人などを含んでいます。

宇治駅周辺地区は、宇治市の「中枢拠点」として位置づけられ、官公庁施設、福祉施設、文化集会施設の集積地区であるほか、平等院、宇治上神社の世界遺産をはじめ多くの歴史的資源や豊かな自然環境に恵まれ、市内外の大勢の人々が集まる宇治市のシンボルゾーンとなっています。

宇治駅周辺地区では駅及び周辺地域の面的なバリアフリー化を推進することをきっかけに、すべての市民が安全で快適に生活、活動できるまちづくりをめざします。

また、市外から訪れるすべての来訪者の人が、宇治駅周辺地区を安全、快適に周遊し、宇治の魅力を見て、聞いて、体験できる観光エリアの形成をめざします。

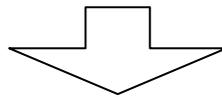
そして、市民、来訪者、すべての人が集まり、交流し、活動する、まち全体が活気に満ちあふれたまちを実現していきます。

推進にあたっては、市民、事業者、行政が協働で取り組み、施設整備などのハードのバリアフリーだけでなく、まちに住む人、訪れる人、すべての人がバリアフリーを理解し、協力し、支え合う、ソフト支援によるバリアフリーも進めていきます。

バリアフリー化の推進をめざして、基本理念、基本方針を次のように定めます。

### 【基本理念】

**すべての人が安全、安心、快適に活動できる“キラッと光る宇治のまち”**  
生活する人、まちを訪れた人すべての人が安全、安心、快適に活動できるまちをめざします。そして、まちが輝き、人が生き生きと輝くまちを実現していきます。



### 【基本方針】

- (1) すべての人が安全に快適に利用できる駅のバリアフリー化の充実
- (2) すべての人が安全に快適に利用できる駅前広場のバリアフリー化の充実
- (3) すべての人が安全に快適に利用できる歩行空間のバリアフリー化の推進
- (4) 施設間の連携や回遊性、バスとの連携に配慮したバリアフリーネットワークの形成
- (5) 市民一人ひとりが協力する“みんなでバリアフリー”の推進
- (6) 市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の推進

**( 1 ) すべての人が安全に快適に利用できる駅のバリアフリー化の充実**

京阪三室戸駅では、多機能トイレ等の整備などバリアフリー化をめざしていきます。JR宇治駅、京阪宇治駅においては、既に一定のバリアフリー化が図られていますが、高齢者や障がいのある人、子育て世代の方をはじめ外国人などの来訪者など、すべての人が利用しやすいと感じる駅をめざして、ソフト、ハードの両面からバリアフリー化の充実をめざしていきます。

**( 2 ) すべての人が安全に快適に利用できる駅前広場のバリアフリー化の充実**

JR宇治駅、京阪宇治駅においては、交通結節機能も持つことから、鉄道とバス及びタクシーへの乗り換え動線のバリアフリー化や案内情報のバリアフリー化を図り、まちの玄関口としての機能の充実をめざしていきます。

**( 3 ) すべての人が安全に快適に利用できる歩行空間のバリアフリー化の推進**

宇治駅周辺地区では幹線道路を中心とした車道と分離された歩道だけでなく、商店街や観光施設周辺の歩行者と自動車が混在した経路においてもバリアフリー化が必要です。段差、勾配などの歩道のバリアフリー化をはじめ、車いす使用者を含む歩行者、自転車と自動車の空間利用のあり方を見直し、来訪者への案内、情報提供の充実など、すべての人が安全に快適に歩ける空間づくりをめざします。

**( 4 ) 施設間の連携や回遊性、バスとの連携に配慮したバリアフリーネットワークの形成**

宇治駅周辺地区では多くの施設が集積するため、施設や経路案内などによる施設間の連携や回遊動線の確保に配慮する必要があります。また、地区外からのアクセスを考慮するとバスとの連携も重要になります。低床バスの導入促進やわかりやすい路線図の整備など、バスの利便性向上を促進していくことで、点から線、面へと展開するバリアフリーネットワークの形成をめざします。

**( 5 ) 市民一人ひとりが協力する“みんなでバリアフリー”の推進**

歩道が整備されていても利用者のマナー不足がバリアとなります。一方、歩道が未整備であっても、利用者の気づき合いと支え合いでバリアは低減されます。このため、市民一人ひとりがバリアフリーについて理解し、協力できるよう“心のバリアフリー”を推進します。また、来訪されるすべての人がまちを楽しめるよう、バリアフリーマップの作成や観光サポートボランティアの充実など、ソフト的な対応でのバリアフリー化に取り組んでいきます。

**( 6 ) 市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の推進**

バリアフリー化の推進にあたっては、高齢者や障がいのある人、子育て世代の方などの意見の反映、計画への住民参画、事業の評価が重要になります。市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化を推進していきます。

## 6. 重点整備地区

### 6 - 1. 生活関連施設

バリアフリー新法では、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校などの施設を「生活関連施設」として位置づけることになっています。

バリアフリー新法では、不特定多数の高齢者、障がい者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものを「特別特定建築物」として位置づけられ、一定規模以上（2,000m<sup>2</sup>以上）の建築物は新築、改築等を行う場合、建築物移動等の円滑化基準への適合が義務化されています。

表 6-1 政令で定める特別特定建築物

1. 盲学校、聾学校又は養護学校	11. 体育館、水泳場（一般公共に供されるものに限る）若しくはボート場又は遊技場
2. 病院又は診療所	12. 博物館、美術館又は図書館
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	13. 公衆浴場
4. 集会場又は公会堂	14. 飲食店
5. 展示場	15. 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
6. 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
7. ホテル又は旅館	17. 自動車の停留場又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるもの）
8. 保健所、税務署その他不特定多数かつ多数の者が利用する官公署	18. 公衆便所（50m <sup>2</sup> 以上）
9. 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	19. 公共用歩廊
10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	

宇治駅周辺地区では、ワークショップでの検討結果を基に、表 6-2 に示す施設を生活関連施設として設定します。

表 6-2 生活関連施設

生活関連施設		選定の基本的考え方
特定旅客施設	J R 宇治駅 京阪宇治駅 京阪三室戸駅	・ 1日の利用者が5,000人以上(相当)である旅客施設
特別 特定 建築 物	医療・福祉 宇治武田病院 特別養護老人ホーム 都倉病院 うじ安心館 総合福祉会館 宇治社会保険健康センター (ペアーレ宇治)	・ 高齢者や障がいのある人、子育て世代の方などの利用が見込まれる施設 ・ 大規模な総合医療施設 ・ 中心的機能をもつ施設
	官公庁 京都府宇治総合庁舎 山城広域振興局旅券パスポート窓口 京都府宇治警察署 宇治市役所 産業会館 宇治公共職業安定所	・ 市内各地から市民の利用が想定される施設 ・ 市内で1箇所しか設置されていない施設
	集会文化 宇治公民館(市民会館) 生涯学習センター ゆめりあうじ	・ 市内各地から市民の利用が想定される施設
	商業 複合商業施設 ・ アルプラザ宇治東等 ・ コーナン J R 宇治駅北店等 商店街 ・ 宇治橋通り商店街 ・ 平等院表参道商店会 ・ 宇治源氏タウン銘店会 ・ 三室戸商店会	・ 地域の市民の利用が主な施設 ・ 地域の市民の利用が主で、観光客などの利用も見込まれる商店の集まり
	観光・歴史文化 源氏物語ミュージアム 観光センター(市営茶室対鳳庵)	・ 観光客などが訪れる施設 ・ 市を代表する歴史文化施設
学校	京都翔英高等学校	・ 高等学校以上で電車通学が想定される学校
特定公園	京都府立宇治公園	・ 市民や観光客などが訪れる施設
その他 (観光・歴史文化)	平等院 宇治上神社	・ 観光客などが訪れる施設 ・ 市を代表する歴史文化施設

\* 区域外であるが経路などについて配慮が必要な施設

三室戸寺、府立山城運動公園(太陽が丘)、文化センター

## 6 . 重点整備地区

### 6 - 2 . 重点整備地区

バリアフリー新法では、生活関連施設が集積する一定の地区を「重点整備地区」として位置づけることとなっています。

宇治駅周辺地区では、バリアフリー新法に示される以下の3つの方針に基づき、図 6-1 に示す区域(約 160ha)を重点整備地区として位置づけます。

**生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行なわれる地区**

- ・ 地区全体の面積がおおむね 400ha 未満である
  - ・ 特定旅客施設または官公庁施設、福祉施設などの施設がおおむね 3 施設以上
- 道路、駅前広場、通路その他の一般交通に用いる施設について、移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区
- 移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

### 6 - 3 . 観光バリアフリー化重点地区

宇治駅周辺地区には、京都府立宇治公園を中心に世界遺産の平等院、宇治上神社などが立地し、多くの来訪者が観光、散策を楽しんでいます。このため、観光の視点を加えてバリアフリー化を図っていく地区として、“観光バリアフリー化重点地区”を位置づけます。

観光とは、その地域の光となるような、素晴らしいもの、文化、人に出会い、楽しむことをいいます。このため、素晴らしいもの(資源)があり、すべての人が安全、快適に宇治の魅力を体感でき、楽しめるエリアとして、次の2つの方針に基づき、地区を位置づけます。

**宇治を代表する歴史文化施設が集積する区域**  
**徒歩で散策を楽しむことで、宇治の魅力を体感できる区域**



## 7. 生活関連経路

### 7-1. 生活関連経路の設定の考え方

バリアフリー新法では、生活関連施設を相互に結ぶ経路を「生活関連経路」と位置づけることとなっています。

生活関連経路とは、一体的な移動円滑化を図る上で必要な経路のことであり、既にバリアフリー化された経路であっても一体的な移動円滑化を図るために必要な経路であれば、生活関連経路として設定します。また、当面は移動円滑化のための事業実施が困難な経路についても、一体的な移動円滑化を図るために必要な経路であれば生活関連経路として設定し、長期的に事業を実施していくことが定められています。

宇治駅周辺地区の生活関連経路の設定にあたっては、ワークショップでの検討結果を基に、次の3つの視点から生活関連経路を選定します。

#### (選定の考え方)

特定旅客施設（JR宇治駅、京阪宇治駅、京阪三室戸駅）を中心に、他の生活関連施設（建築物・都市公園・その他）を連続的に結ぶ経路  
 生活関連施設で連携が望まれる施設間を結ぶ経路  
 散策や回遊性に配慮しネットワークが必要な経路

上記の考え方で選定した生活関連経路のうち、移動動線の主軸となり、移動円滑化基準<sup>\*1</sup>に沿った整備を行なう経路を「主要な生活関連経路」として位置づけます。

一方、バリアフリー化整備に着手するものの、平成22年までに完了することが困難なものや、歩車共存型での整備を行うもの、路側帯の利用など限られた空間で歩行者優先整備を検討するものなど、移動円滑化基準を満足できないが、できる限りバリアフリー化を図る経路については「その他の生活関連経路」に位置づけます。

「6-2. 観光バリアフリー化重点地区」で位置づけた観光バリアフリー化重点地区内の経路及び地区へのアクセス経路については、ソフト施策と連携し情報案内の充実や歴史、文化、自然景観に配慮したバリアフリー化を推進する「観光型経路」<sup>\*2</sup>として位置づけます。

表 7-1 経路の位置づけ

	平成 22 年までにバリアフリー化が完了する見込みのあるもの	平成 22 年までにバリアフリー化が完了しないもの
移動動線の主軸となり、移動円滑化基準を満足させる経路	《主要な生活関連経路》	
移動円滑化基準を満足できないが可能な限りバリアフリー化する経路		《観光型経路》
	《その他の生活関連経路》	

\*1：交通バリアフリー法で定められた移動円滑化基準

\*2：道路構造、空間のバリアフリー化整備に加えて、観光の視点から情報案内の充実や歴史、文化、自然景観への配慮を行う。

「主要な生活関連経路」はJR宇治駅、京阪宇治駅から生活関連施設を結ぶ、移動動線の主軸となる市道宇治白川線及び宇治橋若森線ならびに府道京都宇治線を位置づけます。この「主要な生活関連経路」は、観光バリアフリー重点地区へのアクセス経路にもなります。その他、JR宇治駅北側に移転する宇治武田病院へのアクセス経路として市道宇治88号線を「主要な生活関連経路」として位置づけます。

主要な生活関連経路以外の経路は「その他の生活関連経路」に位置づけ、京阪三室戸駅から主要施設へのアクセス経路と京都府立宇治公園を中心とした観光・歴史文化施設を周遊する経路の確保を図ります。

また、観光バリアフリー化重点地区内の経路と地区へのアクセス経路は、観光の主動線として観光型経路に位置づけます。

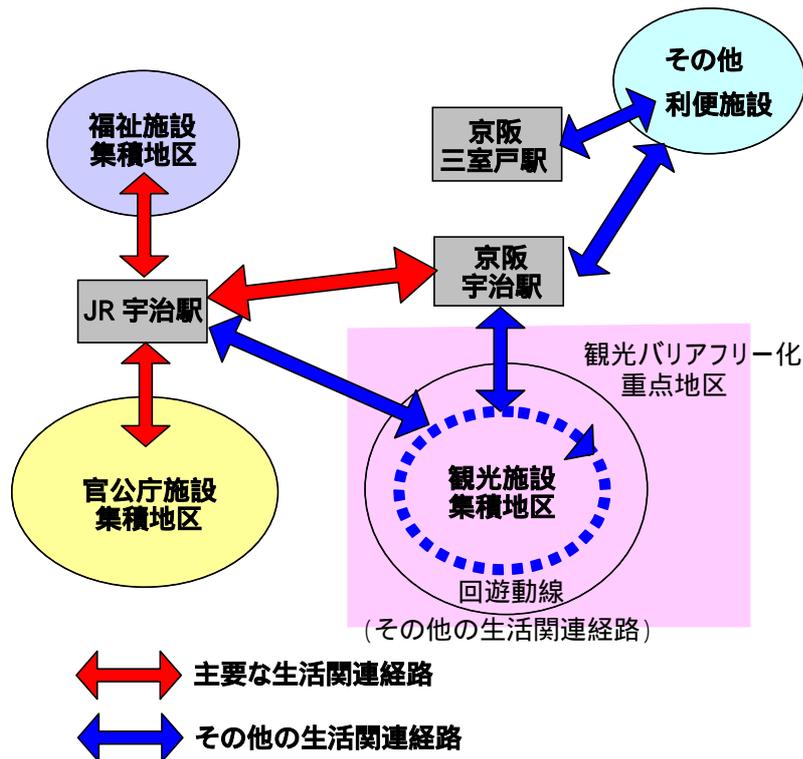


図 7-1 宇治駅周辺地区の生活関連経路概念図

表 7-2 生活関連経路一覧

路線名		選定理由 (ネットワークする生活関連施設)	観光型
主要な生活関連経路	市道 宇治白川線	宇治市役所、うじ安心館、総合福祉会館、産業会館、生涯学習センター	
	市道 宇治橋若森線	京都府宇治警察署、ゆめりあうじ	
	府道 京都宇治線	観光バリアフリー化重点地区	
	市道 宇治 88 号線	宇治武田病院及び特別養護老人ホーム	
その他の生活関連経路	府道 京都宇治線	源氏物語ミュージアム、都倉病院	
	市道 宇治 113 号線	京都府宇治総合庁舎	
	市道 宇治 89 号線	複合商業施設(コーナンなど)	
	府道 宇治小倉停車場線	複合商業施設(コーナンなど)	
	府道 宇治停車場線 府道 宇治淀線	宇治橋通り商店街 宇治社会保険健康センター(ペアーレ宇治) 山城広域振興局旅券パスポート窓口	
	府道 向島宇治線	宇治公民館(市民会館)	
	府道 平等院線	平等院表参道商店会、平等院、 京都府立宇治公園など	
	市道 宇治 233 号線	京都府立宇治公園、 観光センター(市営茶室対鳳庵)など	
	府道 宇治公園線	宇治源氏タウン銘店会、宇治上神社、 京都府立宇治公園 など	
	市道 宇治 18 号線	宇治上神社、源氏物語ミュージアム	
	市道 乙方三番割線	源氏物語ミュージアム、京都翔英高等学校、都倉病院	
	市道 菟道志津川線	都倉病院、京都翔英高等学校	
	市道 宇治五ヶ庄線	三室戸商店会、複合商業施設(アルプザ 宇治東など)	
	市道 菟道 176 号線	複合商業施設(アルプザ 宇治東など)	
	市道 宇治 158 号線	宇治社会保険健康センター(ペアーレ宇治)	
	市道 宇治槇島線	宇治公共職業安定所	

